

葛城市公共施設予約システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

葛城市 教育部 生涯学習課

葛城市公共施設予約システム構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第Ⅰ. 業務概要

(1) 業務名

葛城市公共施設予約システム構築業務

(2) 目的

葛城市では、住民の利便性向上や施設予約受付業務の効率化などを目的に導入した「汎用受付システム施設予約サービス(e-古都なら)」を県内自治体で共同運営し、公共施設運用のツールとして活用してきましたが、令和7年12月末をもって同サービスの運用を廃止したことを機に、これまでの機能の継続に加え、更なる利用者の利便性向上を目指すべく、市内貸館施設全体が共通して活用できる、新たな公共施設予約システム(以下「本システム」という。)の導入を検討しています。

現在の運営においては、情報化社会の進展にも関わらず、利用者が直接施設へ来館し予約手続きを行う必要があることや、施設ごとに予約手続きの運用が異なることが、利用者にとって大きな損失となっています。また、令和7年10月より、近隣自治体8市町で公共施設の相互利用を開始しており、市外利用者とも予約手続きの共通化が望まれる中、現行の運用では広域的な視野の拡大にも限界があります。

こうした状況を踏まえ、本システムの導入に当たっては、利用者が来館することなく予約手続きを完結できる環境を整備することや、市内貸館施設の予約手続きを一元化すること、直感的に操作できる使いやすいインターフェースとすることなどで、利用者のスムーズな予約のデジタル化への移行を促したいと考えています。加えて、運用の異なる複数施設への対応や将来的な広域利用への展開を見据えた柔軟性・拡張性の高いシステムであることも必要です。

さらには、本システムの利用が普及することにより、利用者の利用機会が向上することや、職員の窓口対応の軽減、現金取扱い業務の削減による効率化などの効果が表れることも期待しています。これらの目的の実現に向けて、本業務では公募型プロポーザル方式により、目的を達成できる優れた提案を求めるものです。

(3) 業務の内容

【別紙Ⅰ】「葛城市公共施設予約システム構築業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4) 構築期間、稼働開始予定日及び運用期間

構築期間：契約締結日から令和9年3月31日(本業務期間)

運用期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日(60か月)

(システム保守運用費については、別途長期継続契約を締結予定)

(5) 提案限度額

本業務(システムの保守運用費を除く)に係る見積額の上限額は、4,400,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とし、上限額を超えた提案は無効とする。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、「【様式 1】参加申込書」の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和 8 年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。
- ② ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ④ 葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領(令和 4 年 11 月 14 日葛城市告示第 147 号)又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領(令和 4 年 11 月 14 日葛城市告示第 148 号)に基づく指名停止措置又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から 2 年経過していない者であること。
- ⑥ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑦ 葛城市暴力団排除条例(平成 23 年葛城市条例第 15 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑧ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑨ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得していること
- ⑩ 過去 5 年以内に他の地方公共団体において、公共施設予約システムを元請として導入・運用した実績があること

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

「(1) 参加資格」の①に掲げる入札参加資格を有さない事業者が参加する場合は、以下のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限：令和 8 年 9 月 11 日(金)正午必着
- ② 提出書類：次に掲げる書類一式を 1 部提出すること。

提出資料一覧		
1	【様式 6】プロポーザル参加資格要件審査申請書	
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)	
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)	
4	履歴事項全部証明書等(写し可)	
	法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」	
	納税証明書 完納証明書(写し可)	
	葛城市内業者の場合	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

	※右記①と②を提出すること。	※提出日前 3 か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3 の 2」 ②市税の完納証明書
	葛城市外業者の場合 ※右記①を提出すること。	※提出日前 3 か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前 3 か月以内発行のもの	

※A4 ファイルにとじ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載すること。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和 8 年 9 月 14 日(月)に審査結果をメール又は電話で通知し、後日、「参加資格審査結果通知書」を送付する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行うこと。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和 8 年 9 月 1 日(火)
質疑の締切	令和 8 年 9 月 15 日(火)午後 5 時
質疑の回答	令和 8 年 9 月 25 日(金)まで随時
参加申込書の締切	令和 8 年 9 月 30 日(水)
参加資格審査の結果通知	令和 8 年 10 月 5 日(月)
企画提案書提出締め切り	令和 8 年 10 月 14 日(水)正午
二次審査(プレゼンテーション)	令和 8 年 10 月 22 日(木)
最終審査結果通知	令和 8 年 10 月 29 日(木)を予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和 8 年 9 月 30 日(水)午後 5 時まで

※郵送の場合は、令和 8 年 9 月 30 日(水)必着とする。

② 提出場所

葛城市 教育部 生涯学習課

〒639-2137 奈良県葛城市南藤井 17 番地(屋敷山公園内)

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

④ 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各 1 部提出すること。

(ア)【様式 1】 参加申込書

(イ)【様式 2】 会社概要書

(ウ)【様式 3】 業務実績調書

(エ)【様式 4】 暴力団排除条例に係る誓約書

(オ)参加資格審査結果通知書(写し)(該当企業のみ)

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、【様式 7】参加辞退届を生涯学習課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式 5】質疑書に質疑内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

また、質疑内容については、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については一切受け付けない。

① 提出期限

令和 8 年 9 月 15 日(火)午後 5 時まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市 教育部 生涯学習課

(Mail) shougai-gakusyuu@city.katsuragi.lg.jp

(TEL) 0745-44-5109

なお、件名は「質疑書(葛城市公共施設予約システム構築業務)」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和 8 年 9 月 25 日(金)までに随時行う。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は(7)の記載に基づき、見積書は(8)の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は参加者 1 者につき 1 案とする。

① 提出期限

令和 8 年 10 月 14 日(水)正午まで

② 提出先

葛城市 教育部 生涯学習課

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4)参加申込書の提出 ②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

提出書類	提出様式	提出部数
企画提案書(正)	任意様式	1 部

企画提案書(副)	任意様式	14 部
機能要件書	別紙 2	15 部
見積書	任意様式	1 部
電子媒体(上記提出書類一式)	CD-R等	1 部

※企画提案書及び電子媒体については、事業者名等提案者が特定できる情報を記載しないこと。

(7) 企画提案書等作成要領

① 【別紙 2】機能要件書

(ア) 対応区分欄の「○」・「△」・「×」を記載すること。

○:パッケージ標準対応

△:代替案あるいはカスタマイズにより本業務の委託費用内で実現可能な場合

×:対応不可

(イ) カスタマイズ費用、代替策その他の特記事項がある場合は、記載すること。

※区分欄が「必須」の機能において、カスタマイズ費用が発生する場合、その費用は参考見積の金額に含めること。また、必須項目が「×」の場合は、減点の対象とする。

② 企画提案書(任意様式)

(ア) 下記の項目について、項目別に記載すること。

- ・実施体制
- ・スケジュール
- ・機能要件
- ・情報セキュリティ
- ・導入支援
- ・運用保守
- ・独自提案
- ・デザイン・操作性

(イ) 作成に当たっての留意事項

- ・企画提案書の提出は、1社につき1点とする。
- ・企画提案書の様式は本市が定めているものを除き任意とし、その大きさ及び書き方は、原則、A4縦若しくは横長、両面横書き、片側換算 20 ページ以内(表紙、目次などは除く)とすること。ただし、図面等でA3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込むこと(A3の場合は、該当ページを2ページ相当分とする。)。ファイル等にファイリングすること。
- ・企画提案書の表紙には、「葛城市公共施設予約システム構築業務に関する企画提案書」と題し、企画提案書の中には会社名や住所、ロゴマークなど提案事業者が判別できるものは記載しないこと。会社名を記載する場合は「当社」とすること。
- ・企画提案書は日本語で記載し(ただし、専門用語を除く。)、ページを付すること。
- ・文字の大きさについては 11 ポイント以上とし、確認しやすい大きさにすること。ただし脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。
- ・企画提案書は明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけ

ること。

(8) 見積書作成要領

- ① システム構築費とシステム保守運用費それぞれについて、本業務に必要となるすべての費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。
- ② システム構築費については、機能要件書に提案のある機能をすべて満たした状態で費用を積算し、記載すること。なお、代替提案及び機能を満たすためにカスタマイズ費用が発生する場合は、その費用を含めて記載すること。
- ③ システム構築費の見積額が、「第 1.業務概要の(5) 提案限度額」を超過した場合は失格となる。
- ④ システム保守運用費については、月額費用とシステム導入後約 5 年間（令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月（60 か月））の費用が分かるように記載すること。その際、通常の保守・運用経費の他に、ソフトウェアの更新等、約 5 年間に確実に経費が発生すると思われる事項は算入すること。
- ⑤ システム保守運用費については、今年度の契約に含めないが、全体費用を把握し評価するため提出を求めるものであり、本件公募型プロポーザルで選定された受託候補者との来年度以降の契約締結を確定するものではない。

(9) 選定方法

本業務の受託候補者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。本業務に係る審査基準は、「【別紙 3】審査実施要領」に定めるところによる。

(10) 受託候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案者及び優秀提案者をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。市は、優先交渉権者と契約を締結しなかった場合、又は優先交渉権者との契約を解除した場合、次点交渉権者と協議し、契約を締結する。なお、次点交渉権者としての権利は、市と優先交渉権者の契約の締結をもって消滅する。

(11) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに提案審査を行った応募者に文書で通知するとともに、市のホームページ等を通じて公表する。なお、選定結果に対する問合せには一切応じない。

(12) 契約の締結

随意契約に向けた協議のうえ、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には次点交渉権者を受注候補者として協議を行うものとする。

(13) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、葛城市契約規則第21条の規定による。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容や明らかな盗用提案を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 仕様書及び【様式2】機能要件書の必須要件を著しく満たさないもの
- ⑥ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑦ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑧ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑨ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかったもの
- ⑩ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 業務で納品されるデータ及びシステムに、契約不適合責任の責があった場合は、本市の指示に従い適切な処理を受託者の負担において行わなければならない。
- ③ 業務遂行中に受託者が本市並びに第三者損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。
- ④ 業務中事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとする。
- ⑤ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできないものとする。
- ⑥ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザル参加に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- ⑦ 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみに使用するものとし、提案事業者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。
- ⑧ 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ⑨ 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本

業務への関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料は返却し、その他知り得た情報については、適切に破棄すること。

- ⑩ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑪ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案事業者が負うものとする。
- ⑫ 提出書類は、葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑬ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。
- ⑭ 基本仕様書等に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑮ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- ⑯ 企画提案書等に記載した技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本市と協議の上決定するものとする。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市 教育部 生涯学習課

〒639-2137 奈良県葛城市南藤井 17 番地（屋敷山公園内）

(TEL) 0745-44-5109

(FAX) 0745-69-6884

(Mail) shougai-gakusyuu@city.katsuragi.lg.jp